

契約保証金免除に係る提出書類

1 財務規則第 143 条第 1 号又は第 2 号による免除

免除規定区分	契約区分	提出書類等
第 143 条第 1 号	当初契約	履行保証保険契約に係る保険証券
	変更契約	変更後の契約内容に則し変更した履行保証保険契約に係る保険証券
第 143 条第 2 号	当初契約	工事履行保証契約に基づく履行保証証券
	変更契約	変更後の契約内容に則し変更した工事履行保証契約に基づく履行保証証券

※保険証券等の提出については、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約等の相手方が定め、発注者が認めた方法による提出も可能とする。

2 財務規則第 143 条第 3 号による免除

(1) 当初契約

① 「過去の実績に関する申出書」(別紙様式)

※ コソズ[®](テクリス)登録されている対象工事の登録番号を申出書に記載した場合は次の②は不要

② 過去 2 年間の実績を証する書類

(国又は地方公共団体との契約に係るしゅん工(完了)検査結果通知書の写し又はこれと同等の書類(契約書を含む)の写し)

(2) 変更契約

① 変更契約に際し、今回の変更前の契約に係る保証金について、財務規則第 143 条第 3 号による免除がなく、「過去の実績に関する申出書」の提出がない場合。

・ 上記 2 (1) の提出書類に同じ

② 変更契約に際し、今回の変更前の契約に係る保証金について、財務規則第 143 条第 3 号で全額又は一部免除が行われており、過去に「過去の実績に関する申出書」の提出がある場合。

ア 今回の変更前に行った財務規則第 143 条第 3 号による免除の際に確認した履行実績(2 件以上)が、今回の変更後の契約金総額に対しても「同規模」である場合は、提出済みの書類を今回の免除の根拠とすることとし、今回の変更に係る書類の提出は不要とする。

イ 前記ア以外の場合

「過去の実績に関する申出書」(別紙様式)

(当該申出書記載の実績について、コソズ[®](テクリス)登録又はしゅん工(完了)検査結果通知書又は契約書により確認を行うこと。ただし、しゅん工(完了)検査結果通知書の写し又はこれと同等の書類(契約書を含む)の写しを提出させる必要はない。)

3 財務規則第 143 条第 7 号による免除

書類の提出は求めない。